

ざいます。

○議長（米木正二君） 21番。

○21番（熊谷和夫君） 最初からそのような答弁なされば、そのことは理解したんですね。ただ、小野田さんが24時間の警備というようなことを言い切ったもんだからね、了解しました。

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。10番千葉明朗君。

○10番（千葉明朗君） コミュニティセンターは、土日祝日の利用が一般の人たちは多い機会がたくさんあると思うんですね。そうしたときの職員さんがいないと、日直というのは置くんではしょうか、職員としてですね。その件を一つ。

それともう一つ、今度できるやくらい文化ホールの制作室的なスペースが新しいところにはないような気がするんですね。例えば舞台やるときの舞台装置をつくったり、ポスターをつくるときのインクでつくったりするときに、なかなかホールのそでとかいろいろなところでつくれない。ミーティングルームとか小ホールあるんですけども、そうするとその残骸が置いてあったり、次の機会ですぐのために保管したりする、そういう格納庫的なものがなかなか文化ホールの方にはないような気がするので、こういうものも一部使えるような枠内のコミュニティセンターとして開放なさるんですかね。その二つをお聞きます。

○議長（米木正二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（星 秀吾君） まず、コミュニティセンターの土日の勤務体制でございます。これは職員の勤務体制はどのようにするかというのはまだはっきりしておりませんが、このセンター内に体育館の職員がつくということになりますと、土曜日曜の出勤で建物そのものは月曜日を休館としたいと思ってますので、土日出勤で月曜日を休み、そしてもう1日をどこかで振りかえるというふうに考えたいと思っております。

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「もう一つ、文化ホールの制作室のこと」の声あり）では、もう一回。

○生涯学習課長（星 秀吾君） すみません、もう一度お願いしたいんですが。

○議長（米木正二君） 文化ホールの制作室の考え。町長。

○町長（星 明朗君） 文化ホールのいわゆる各部屋の使用の機能でございますが、細かくは規定してございません。いわゆる文化団体等々が次の発表会等々に向けて使う場合にリハーサル室が三つほどあったと思います。その団体で例えば協議をしたり、あるいはポスターの原案をつくったりということは可能なわけありますから、そういうふうな使用をしていただいても差し支えない。ただ、後片づけは、次も使うからそのままやっておくというわけにはいかない

ので、1回ごとに完結した使い方をしていただくということです。そのほかに今議論されておるコミュニティセンターの各部屋も利用できるということでありますので、御理解いただきたいと思います。

- 議長（米木正二君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号加美町小野田コミュニティセンター条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号加美町小野田コミュニティセンター条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第12号 加美町公民館条例の一部を改正する条例について

- 議長（米木正二君） 日程第11、議案第12号加美町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（星 明朗君） 議案第12号加美町公民館条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、前議案で御承認いただきました小野田公民館が加美町小野田文化施設に移ることに伴い、小野田公民館の住所の変更と各公民館名に加美町を加えること、及び小野田公民館の施設が変わることから、使用料について新たに規定したものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。16番田中 登君。

- 16番（田中 登君） 教育長にお尋ねいたします。

先ほどから使用料免除の問題で議論されてきたわけですが、中新田公民館におきましても生涯学習がなされておるわけですが、その一定の期間、公民館主催の一定の期間を終わりますと、あとはそれぞれ受講生がもっとやりたいと言いましても、公民館を使用する

場合にはその使用料がかかるんだと、こういうことでございます。それらが何で決まっているかということで条例ということでございまして、町民の皆様方が条例というのはどうやって決めてるんだべなと、こういうような問題でございます。先ほどから議論されております。特に加美町としては生涯学習課まで教育委員会で設置されまして、生涯学習にいかに力を入れているかということがわかるわけでございます。しかしながら、現実には末端におきましてその辺が果たして町民に理解されているのか、理解してもらうような努力をしているのか、その辺についていささか疑問でございます。やはり公民館、建物が運営するわけではございません。人間が運営するものでございます。ましてや公務員でございます。いかに生涯学習が大事であり、公民館の使命というものがどういうものであるか、その辺について具体的に今申し上げますので、教育長の回答をお願いします。

といいますのは、講師の謝礼が3日しかございません。それで公民館事業はこれで終わります。ところが、受講生は「いやあ、もう少し勉強したいからもう一度貸してくれ」と、これは使用料がかかりますと。こういうことです。そこで、「いや公民館の講師料が足りないから皆さんでどうですか」ということならまた別ですよ。ですから、先ほどから教育長もいろいろ減免の問題について論じられております。教育長の考えが全然伝わっておりません。町長の考えが伝わっておりません。これで果たして生涯学習がなし得るのかどうか、甚だ疑問でございます。これについて猛省を促すよりほかないだろうと、このように考えます。

もう一つは、受講生は生涯学習をやっているわけでございます。それに公民館としては講師先生をお願いするわけですね。それについてもいろいろな問題が出ております。それについて公民館は一切かわりないような知らん顔をして、受講生が修羅場の野に立っているというのが現実でございます。ましてや生涯学習、おじいさん、おばあさんでございます。なぜ公民館によってそういうような修羅場の場で議論をしなければならないのか。その辺について真実のことを教育長に回答していただく。

それから、教育長の考え方、町長の考え方というものを、末端最も町民に接する職員の方々に徹底してもらわなければならないだろうと。私から考えると、職員の宣誓している、採用後の宣誓、全体の奉仕者であるという自覚がもうないんじゃないだろうか。加美町になってからそういう宣誓をとったのかどうか、その辺までもお尋ねいたします。まずそこまでです。

○議長（米木正二君） 教育長。

○教育長（三浦公男君） ただいまの御質問に答弁したいと思います。まず第1点目でございます。部下職員の指導、これは私教育長としての責任もあると思います。末端職員までそうい

ったものが理解されてない公民館運営になっているとすれば、大変申しわけないと、そういうふうな気持ちでいっぱいでございます。

その中で、今回御質問いただいた中で職員の対応の仕方でまずさがあったということ、これは当然指摘された点については私も素直にそのまま受け取っておきます。その中で、減免措置の件も絡んでですが、一定の研修期間が終了した後、再度使いたいという申請があれば減免を考えた開放に取り組んでいるわけでございます。しかし、事実そういうことから外れて使用料云々で求めるような発言があったとすれば理解不足と、私の指導力不足となるわけです。ですから、今後そういうことのないように各施設の職員に対して指導してまいりたいと、そんなふうに思います。

それから、もう1点ですが、受講生、これは一応100%減免の場合は、文化協会あるいは体育協会とかそういったところに所属している場合は当然減免100%でございますが、その他の方々で使いたいという場合は、必ずしもそういったものに適用するものではなくて、その施設の長つまり館長がそれに準ずると判断した場合は許可するわけです。減免もするわけです。あるいはもう1点、教育長がその活用する内容等、使用料金徴さない場合は減免するということが、これは教育長の権限でできるわけですから、そういったものについても今後必ずしも期間利用で設定した分以外の活動は、これからは実施していけるように各施設に指導してまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長（米木正二君） 16番。

○16番（田中 登君） ただいまの回答で私も理解できないわけじゃないです。ただ、ここにおいて議会で議論したのと、実際に町民に対応していくのと大きな隔たりがございます。問題はそこだと思っております。問題はそこなんです。いかに職員の教育指導が徹底しているかどうかということです。町民の方々は、おじいさん、おばあさんが条例でどのように解釈しますか。その辺だと思っております。そんな難しい言葉言う必要ないんじゃないですか。こういう場合には金がかかりますよ。おじいさん、おばあさん、生涯学習として集まっていいただいて、公民館を拠点として、それこそコミュニティーです、コミュニケーションを図るのが生涯学習じゃないでしょうか。何のための施設で、何のための職員の配置なのか。全然その辺については現実とかけ離れているということを申し上げたい。そこで出てるのが、合併して何もよくないと。出てるんですよ。きのうの町長の回答で5年なり10年のスパンかかる、それはそのとおりですよ。こういうことは直ちに合併しても目に見えることじゃないでしょうか。こういうところからなぜ取り組まないんですか。これは町長にお尋ねいたします。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） まず使用料の件であります、条例を一々見てくださいということではなくて、各施設の使用のパンフレットなりルールを記した資料があるわけでありまして、各公民館にも簡単に、土蔵の部屋はどういう使い方をすれば幾らですという使用料の一覧表があるわけでありまして、その都度条例を見てくださいということではないのでありまして、御理解をいただきたいと思います。中新田の公民館に限らずそれぞれの町の公民館は長い間の歴史、慣習がありまして、利用される皆さんほぼ理解をしていらっしゃるということで、使用申し込みのときに一々あそこの使用料はこうですよ、ああですよと説明をしないような状態で近年推移をしているわけありますから、説明不足であるとすればそういうことであると思いますので、今後そのようなことのないように計りたいと思います。

それから、もう一つは、使用料を請求をしたというのはかかりますよということは教育長も答弁を申し上げたわけですが、一定期間、町がいわゆる公民館が主催する講座の中で講師料をお払いをしたかどうかわかりませんが、そういうことで終了したとすれば、その後の自主的な利用については当然、講師料が足りないのではというお話もありましたけれども、しかしそれは一定期間終了したわけありますから、当然それからのいわゆるプラスの部分については少なくとも使用料等々については、先ほど申し上げましたように受益者負担の原則もありますから、その部分については何がしか、あるいは規定に沿った負担をいただくということを申し上げたことについては、あながち無理なお願いではなかったのではないかと私は考えております。

ただ、職員の対応の仕方に非常にふんまんやる方ない方々おられたようでありますし、直接田中議員の奥様にも電話をちょうだいいたしました。そのことで御立腹だと思いますけれども、押しなべてそういう対応があったとすれば、今後職員にも直接注意をいたしました。今後そのようなことのないよう十分職員の配置から考えてまいりたいと思います。御理解をお願いいたします。

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。30番佐藤澄男君。

○30番（佐藤澄男君） 単純なことなんです、備考の7番にありますけれども、地区公民館の位置づけ、使用料あるんですが、広原、鳴瀬、賀美石の分が出てないんですが、これはどういうことになるわけなんですか。本当に単純なことですみませんが。

○議長（米木正二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（星 秀吾君） 広原地区公民館と鳴瀬地区公民館あるいは賀美石地区公民館の

使用料が出てないということですが、広原地区公民館につきましては就業改善センターという条例で定めております。また、鳴瀬地区公民館は勤労青少年ホームということで、そこらは勤労青少年を対象としてますので、使用料は取らないということになってございます。賀美石地区公民館については、農村環境改善センターの方でちょうどしております。

- 議長（米木正二君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号加美町公民館条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号加美町公民館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第13号 加美町文化会館条例の一部を改正する条例について

- 議長（米木正二君） 日程第12、議案第13号加美町文化会館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（星 明朗君） 議案第13号加美町文化会館条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は加美町小野田文化会館の設置により、加美町文化会館、パッハホールであります。その名称を加美町中新田文化会館と改めるものであります。先ほど御議論をいただいた一つの流れで提案を申し上げたものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号加美町文化会館条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号加美町文化会館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第14号 加美町図書館条例の一部を改正する条例について

- 議長（米木正二君） 日程第13、議案第14号加美町図書館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（星 明朗君） 議案第14号加美町図書館条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は前議案同様、加美町小野田図書館の設置により加美町図書館の名称を加美町中新田図書館に改めるものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美町図書館条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号加美町図書館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。2時10分まで休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時11分 再開

- 議長（米木正二君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 4 議案第 1 5 号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（米木正二君） 日程第14、議案第15号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（星 明朗君） 議案第15号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、地方独立行政法人法の施行に伴い本町条例中に引用している法律名の改正を行うもので、地方公営企業関係法を地方公営企業等の労働関係に関する法律に、地方公営企業労働関係法適用職員等を地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等に改めるものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 1 5 議案第 1 6 号 加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（米木正二君） 日程第15、議案第16号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（星 明朗君） 議案第16号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は前議案同様、地方独立行政法人法の施行に伴い、本町条例中に引用している法律名の改正及び条項等の一部改正を行うもので、地方公営企業関係法を地方公営企業等の労働関係に関する法律に、第3条第2項を第3条第4号に、企業職員を企業職員等に改めるものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第17号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（米木正二君） 日程第16、議案第17号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（星 明朗君） 議案第17号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、加美町社会体育指導員の勤務時間等が加美町社会教育指導員と同様であることから、月額報酬についても加美町社会教育指導員と同額にするため、月額報酬12万円を月額16万円に改めることと、加美町教育委員会が学校教育並びに社会教育の一層の充実振興を図る目的

で新たに設置する学校教育指導専門員及び社会教育指導専門員の月額報酬を20万円とすること、さらにオレオレ詐欺など巧妙悪質化する犯罪に対する啓発や相談業務を行うために、消費生活相談員を設置し、月額8万円以内を加えるものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 町長。社会教育指導員じゃなくて専門指導員じゃないですか。

もう一度。町長。

○町長（星 明朗君） 大変失礼をいたしました。学校教育専門員のところですね、学校教育専門指導員並びに社会教育専門指導員の方が議案のとおり正しゅうございまして、私の間違いでございました。訂正をいたします。失礼いたしました。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。28番坂本せんさん。

○28番（坂本せん君） この非常勤の特別職ですか、その仕事の内容と何名ぐらいどの場どの場に勤務するのか、その辺をお伺いします。

○議長（米木正二君） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩淵浩弥君） 私の方からは学校教育専門指導員についてお答え申し上げます。学校教育専門指導員は教育長の補助業務ということでございまして、1名を配置いたします。非常勤でございまして、その勤務の内容でございますが、週4日、土曜日曜を含みます週4日勤務でございます。以上でございます。

○議長（米木正二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（星 秀吾君） 社会教育専門指導員の業務内容をお話し申し上げます。

学校教育専門指導員と同じく生涯学習課に1名配置をお願いするものでございます。内容につきましては、教育長の補佐的なものと、それから社会教育関係団体の指導に関すること、あるいは青少年、成人教育に関する事項、あるいは生涯学習センターの建設に関する事項、それからまだ立ち上げておりませんが、生涯学習計画策定審議会に関することなどをお願いしたいということでございます。

○議長（米木正二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古内公雄君） 消費生活相談員については、商工観光課に配置して週2日というような形で、先ほど町長の提案理由の説明の中にもありました、いろいろな消費生活問題が去年の10月くらいからかなりの件数がふえております。今までは古川地方県事務所等の窓口でありましたが、いずれ旧中新田のことも今までの経過もございましたので、今度は新たに加美

町でも設置するというようなことでございます。

○議長（米木正二君） 37番及川六郎君。

○37番（及川六郎君） 消費生活相談員、いわゆるオレオレ詐欺ということでありますけれども、銀行等では毎回放送してますね。オレオレ詐欺に注意してくださいと。最近も私のところに昔だったか、ハイハイ学校とかいうことで、羽毛布団を買わされてしまったけれども返すのにどこに相談しに行ったらいいべというふうな電話なんかありました。どうも役場庁舎に行きますと、どこにすぐ相談できるのかというのがわかりづらいと。やっぱりオレオレ詐欺等に遭った方は、こういう窓口相談してくださいというふうな形で、わかるような表示なりあるいは案内、こういうものが必要なんじゃないかというふうに思いますけれども、これは単に本庁だけでなく各支所にもそういうことが必要なのではないかというふうに思いますけれども、その辺についてお伺いいたします。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） まさに御案内のとおりでございます、今商工観光課長がお答え申し上げましたように、本拠地といえますか、デスクは商工観光課内にいわゆる消費生活全般、あるいは商法ですね、ハイハイ学校等々も関連することから、あと部屋の関係もありまして商工観光課に席を置くようにいたしました。隔週か何かで各支所にも出向いていただいて相談をお受けできるようにということも考えたいと思います。旧中新田町にもかつて設置をしてあったことがあるんでありますが、これは資格を有する人ということで、現在設置する場合にはそういう資格を有する人ということになりましたので、何年か空白がございました。実は県の相談窓口が古川地方県事務所の1室で相談業務を行っておりまして、加美町からの相談も非常に多いと、ぜひ加美町にも設置してほしいというお話がありまして、現実にあるそうであります。銀行等のお話でもあるそうでありますし、ぜひ設置をするということで設置をした場合には支所でも相談を受けられるように、PRを確実にしてまいりたいと思います。

○議長（米木正二君） 37番。

○37番（及川六郎君） このオレオレ詐欺等で、等というのはオレオレ詐欺ばかりじゃなくて、韓国のインチキ宗教団体、統一教会というのがあるんですが、文鮮明というのが教祖らしいんですけども、古川あたりにもそういう事務所がありまして、集団でマイクロバス等に乗ってこの加美郡内にも結構入ってくるんですね。この間も私その若いお姉さんと直接ぶつかったんですが、その家に入ってきて肩をもみましょうとか、血压をはかりましょうとかと入ってくるんですよ。いろんな名称を変えて、そして各戸1,000円くらいずつ募金を集めたりなんかして

いる団体もいるわけなんですよ。やっぱり隣でやったから仕方ないからということで、大体日中いるのはじいちゃん、ばあちゃんですよ、それにひっかかってしまうというふうなケースもあるので、その辺はよく調査していただいて、やっぱりそういうことにひっかからないような対策は必要なのではないかということでもあります。この辺も検討していただきたいなというふうに思います。回答は要りません。

○議長（米木正二君） 25番新田博志君。

○25番（新田博志君） この特別職の方々ですが、どういう経歴を持った方々を採用されるかというの、社会体育指導員も含めまして教えていただきたいと思います。

あとどういう方を採用されるのか、もう大体決まってるんでしょうから、町内の方なのか町外の方なのか、どういう方たちなのか。

それから、この報酬及び費用弁償ですが、算定基準があると思いますのでどういうのもとにして算定してあるのか、その辺まで教えていただきたいと思います。

○議長（米木正二君） 教育長。

○教育長（三浦公男君） お答えします。

まず、教育長が合併して小学校10校、分校1、中学校3校、それから幼稚園が4園、それから社会教育関係、これは非常に数が多くなったわけですが、1人でやれば何も問題はないわけです。しかし、15年度、この仕事をやってまいりました。そうしますと当然御理解、御案内のとおり、学校の行事、例えば運動会となると時期が同じなんです。なかなか回り切れませんでした。あるいは各種団体の総会に御案内いただくわけですが、午前、午後、夜と回っても回り切れない、そういった仕事のハードな面、これがある一定時期なんですけれども、集中するわけですね。そんなことからぜひ私の相談役というか、一部応援してもらう、そういった指導員がぜひ必要だなということを教育委員会にも諮りまして、教育委員会としても実は認めてもらったわけです。それでこの学校教育専門の指導員及び社会教育専門指導員については、学校教育にかかわって、しかも生涯学習関係を経験した方、そういった方を町内から選びたいと、そのように考えております。したがって、条例及び本予算が御理解いただいて通過させてもらえば、人選を即始めたいと思います。以上でございます。

○議長（米木正二君） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩淵浩弥君） それでは最後の報酬額についてお答え申し上げます。

県内でもこういう教育専門指導員というものを置いておく町は余りございません。古川市では県からの指導主事ということで、県からの派遣というような形になっておりまして、県内で

置いておくところは涌谷町さんが置いておるわけでございます。この報酬額月20万円といいますのは、一応涌谷町さんの例を参考にいたしまして設定いたしました。以上です。

○議長（米木正二君） 教育長。

○教育長（三浦公男君） それでは補足させてもらいますが、指導員については今言ったように管内では涌谷町でございます。しかし、県の方から割愛人事ということで現職の校長もしくは教頭を派遣してもらっている市町村がございます。これは費用弁償は町で負担するわけでございます。現在仙台市はもちろんでございますが、古川市に割愛人事が2名です。それから、利府町に同じように2名、そのほか塩竈、多賀城方面にも当然あるわけですが、指導員としてお願いしているところは管内では涌谷ですので、そこを十分参考にさせていただきました。

以上でございます。

○議長（米木正二君） 25番。

○25番（新田博志君） 学習発表会とか何かのときに、教育長が1人で走り回っているときに途中で会ったこともありますから忙しいのはわかりますから、そんなこと聞いたわけではなかったんですけども、実は、でも、そのとき思ったのは、「いや課長もいるんだから、課長も半分手伝ってければいいのにな」と思ったこともあります。いや、課長責めてるわけじゃないですよ。ですから、忙しいというのはわかってたんですけども、時間ダブるというのもわかってたんですけども、そういうことではなくて、どういう方たちを選ぶのかなということで聞いたわけなんです。

ついでですから、社会体育指導員の方も、あと消費生活相談員の方もどういう方たちが使われるのかわかっているのであれば、今やってる方もいらっしゃると思いますので、その辺もお知らせください。

○議長（米木正二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（星 秀吾君） 社会体育指導員に関しましては、現在3地区旧町単位で1名ずつ配置をさせていただいております。合併当時は宮崎地区、陶芸の里スポーツ公園に1名のみ配置をされておりました、合併協議の中で社会体育指導員は12万円とすると、一方社会教育指導員は16万円とするというふうに調整されておりました、合併当初は社会体育指導員12万円、これは旧宮崎町時代からの月額であったんですが、それでスタートをしたわけです。しかし、勤務体制、規則では週3日以内というふうになっておるんですが、社会体育指導員、社会教育指導員とも週4日というふうに決めさせていただいております。業務の内容も社会体育と社会教育の違いでありまして、勤務体制が全く同じということで16万円ということで調整させてい

ただくというものでございます。中新田地区と小野田地区の方には去年の中途から、7月と8月だったと思うんですが、それぞれ配置をさせていただきました。16年度も引き続きお願いしたいというふうに考えてございます。

1人は小野田地区に配置をさせていただいたのは、カヌーの国体の選手でございます。スラロームの選手でございます。あと中新田地区に配置をさせていただいておりますのは、特に専門の体育を、競技をやった方ではないんですが、かつてスポーツ教室で指導されていた方ということで採用させていただきました。以上でございます。

もう一方、宮崎地区に配置をさせていただいている方は引き続き旧宮崎町時代から採用されていた方で、スポーツに精通されている方というふうに伺っております。

○議長（米木正二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古内公雄君） 消費生活相談員については、現在先ほどお答えしましたように、古川地方県事務所を初めとして大崎古川市を初め二、三の市町村が設置をされております。いずれ報酬等も伴うわけですから、これらの議案が議決された後に公募を含めて考えていきたいというふうに思っています。資格としてはほかの町村の設置状況を見ると、なかなか資格を取得するには93日間連続でそれらの講習を受けなければならないというような厳しい条件もありますけれども、ほかの状況を今つぶさに調査をしており、なかなかパーフェクトな町村もないのが実情でございます。いずれただ潜在の方もいると思いますから、4月1日以降あるいは4月1日発行の広報等で公募を含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。27番畠山こずゑさん。

○27番（畠山こずゑ君） 教育長の方からも説明ありましたが、質疑の方で各議員からお話ありましたけれども、今雇用問題で大変厳しい中で、そして財政も厳しいということで県の方でも職員の給料を下げるとかいろいろな角度を検討しているとき、この金額が果たしてベターかどうかということを考えなければならないということと、私の方にも相談していらっしゃる方は、働きたいんだと、もうお金云々でなくてもいいからまず元気で働きたいから、仕事を終わっても60歳で終わっても、そういうふうに元気でやりたいという方もいらっしゃいますので、公募とかそういうことをしないでそういう選任なさるのかということをちょっと聞きたいなと思いましたので。

○議長（米木正二君） 教育長。

○教育長（三浦公男君） 確かに雇用問題では多くの方が希望されていると思うんです。しかし、ここに書いておりますように、専門の知識を持った方ということでございます。これは公募

してもなかなかそう見つかるということは少ないんですね。そういうことで、ましてやこの3地区エリアをくまなく指導してもらうためには、地理的な条件もよく理解されている方、したがって町内から採用するのが最も適切でないかと私は判断しております。そういうことで、そういった行事のあいさつだけでなく、例えば学校教育の校内研修、指導主事訪問、その他個人の研究もごさいます。そういった方に対応するためにはこの二文字、専門的な指導員でないと私は対応が十分ではなくなると、そういったことから判断してそういう方をお願いしたいなと考えております。

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。10番千葉明朗君。

○10番（千葉明朗君） 今の教育長の説明なんですが、教育専門指導員、主に生徒を対象にしたということが前面なんでしょうけれども、それはカウンセラー的な要素も含むという指導要綱の中に。今問題になっている、本当はいい先生と悪い先生なんて区別することがおかしいんですが、よく言われているんですね。いい先生と悪い先生。能力的なもの、精神的なもの、いろいろなものを再教育するという制度もたくさんできてきているようですが、先生方に対するいろいろな指導というか、相談とか、教職員に対するカウンセラー的な要素なんかも任務の中に入っているんですか。もう完全に生徒という枠内なんでしょうか。

○議長（米木正二君） 教育長。

○教育長（三浦公男君） 大変言葉不足で申しわけございません。実はこの専門指導員というのは、もちろん子供たちに直接指導する場面もごさいますが、8割方9割方が教職員の対応でございまして。そういった取り組みです。（「わかりました」の声あり）

○議長（米木正二君） そのほか。35番一條 光君。

○35番（一條 光君） 2点伺います。

まずこの方々の任用期間がどれくらいなのか。お話を伺いますと7月から採用するとか、あるいはこの条例が了解をいただければ早速手配するとかありますけれども、任用期間どれくらいか。

それから、専門職ということで採用という説明でありましたけれども、内容を伺いますと、この程度の知識あるいはそういった方面に活躍していただく人であれば、400名もいる職員の中でそれなりの訓練あるいはその職に配置をするということで、勉強していただければ十分にそれにたえ得る職員の養成ということも可能なのではないかと。そうすれば、何もリストラとかそういうのを一方ではやっておきながら、こういうふうにして新たな配置をするというものはどうもむだといえますか、そういったような感もしますので、この2点についてお伺いをい

たしたいと思います。

○議長（米木正二君） 教育長。

○教育長（三浦公男君） まず第1点目の任用期間でございます。これは1年を一つの区切りとして考えております。再任の形で2年目から考えるわけですが、最大限で3年まで支援をしていただく。したがって、1年でもうその採用した方がいろんな都合で1年だけで終了したいとなれば、また新たな職員というものを考えたいなと、そんなふうに思います。

第2点目、各学校には校長、教頭、管理職として部下職員を指導する立場の教員がおります。もちろん校内研修等については十分そういった校長、教頭で指導しております。しかし、一般の教員の中からそういった任に当たる職員となりましたら、なかなか今の学級担任制、そして公務分掌の張りつけからして、なかなか困難な場面が多いということでございます。そうすることで、専門的な知識、そういったものについて相談役、アドバイスをいただくためにはやっぱり専門指導員というものが必要だろうと考えました。そういうことで社会教育も含め考えているわけです。そういうことで御理解いただきたいなと、そんなふうに思います。

○議長（米木正二君） 35番。

○35番（一條 光君） こういった特別職の採用といいますと、当然将来にわたって何年かは継続するはずでありますし、当然それに伴う予算措置もあるわけであります。16年度予算この部分について周到に見てませんけれども、この条例を制定することによって旧3町に割り当てる指導員等もありますので、全体でどれくらい年間予算措置が新たにふやさなければならないのか。お伺いをいたしたいと思います。

○議長（米木正二君） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩渕浩弥君） 私の方からはそれでは専門指導員2名の経費でございますが、20万円の1人当たり12カ月でございまして240万円、2人で480万円でございます。

○議長（米木正二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（星 秀吾君） 同じく社会教育専門指導員は月額20万円の12カ月で240万円の予算措置が必要ということになります。それから、社会体育指導員につきましては、1人当たり4万円の引き上げということになりますので、その3人分の12カ月分ということになります。新たな予算措置が必要になるのは144万円ということになります。以上でございます。

○議長（米木正二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古内公雄君） 消費生活相談員については月額8万円以内というような表示をしてございます。それで現在平成16年度の当初予算に予算計上しておる総額については、57万

6,000円ということでございます。

○議長（米木正二君） 35番。

○35番（一條 光君） この条例制定に伴って全体でまだ今総額把握しませんけれども、かなりの予算措置も伴うわけでありまして、実のある効果を期待したいと思います。以上です。

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議案第18号 加美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米木正二君） 日程第17、議案第18号加美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第18号加美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、職員の私用車による町内旅行の旅費の支給範囲が現在往復8キロメートルとなっていることから、公用車の配置されていない鳴瀬地区の施設、鳴瀬地区公民館、鳴瀬保育所などでありますが、及び広原地区の施設、広原地区公民館、広原保育所等でありますが、本庁舎からそれぞれ鳴瀬地区 7.8キロメートル、広原地区 6キロメートルのため、今回町内旅費の支給に該当するように旅費の支給範囲を6キロメートルに改めるものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。18番佐藤善一君。

○18番（佐藤善一君） この件につきまして町職員などということではありますが、当然非常勤も入っておるんですかどうか。

○議長（米木正二君） 総務課長。

○総務課長（森田善孝君） 所長等の命令があれば該当します。

施設長ですね、その長の命令があれば該当します。命令がなくて個人的に動く分については該当にならないと思います。

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号加美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号加美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 議案第19号 加美町乳幼児及び心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米木正二君） 日程第18、議案第19号加美町乳幼児及び心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第19号加美町乳幼児及び心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は子育て支援及び少子化対策の一環として、外来診療分と入院費分の乳幼児医療費助成対象年齢を、6歳に達する日の属する年度の3月31日まで引き上げることと、新たに児童についても助成対象とし、その年齢を7歳に達する日の属する年度の3月31日まで、外来診療分と入院費分を助成することに改めるものでありまして、このことにより加美町では満7歳、小学1年まで、外来診療分と入院費分にかかる医療費を助成することにしたものであります。よ

ろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。37番及川六郎君。

○37番（及川六郎君） 今回の乳幼児医療費無料の関係では大変高く評価するところであります。この点で担当課の方から伺いますと、満7歳まで、つまり8歳に至るまでですと約4,000万円ほどかかるということでありますけれども、この中でいわゆる全国的に見ますとかなりの市町村でこの乳幼児等の医療費助成が広がってきております。今回提案された中で助成の中ではいわゆる現物給付、あるいは償還払い、入院食事等の関係、それから所得制限の関係、この辺についてちょっと詳細に説明していただきたいなというふうに思います。

○議長（米木正二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（今野正晴君） 乳幼児の助成に関しましては国保は現物支給、社会保険、共済等の関係は償還払いで実施しております。それから、扶養の件ですけれども、（「所得制限、扶養じゃない」の声あり）所得制限ですけれども、乳幼児医療、扶養者が1人の場合、所得額で378万1,000円以下が該当します。2人の場合は416万1,000円以下で、ちなみに今社会保険の方、今現在やってる分では所得制限でひっかかってる方が国保の場合はいません。社会保険の方が33名所得制限にかかっておりまして、この助成対象にはなっていないということでございます。

○議長（米木正二君） 37番。

○37番（及川六郎君） 説明でわかりましたけれども、一つは全国的な実施町村を見ますと所得制限なしが、これは検討を要するところでありますけれども、所得制限なしというのが結構多いわけですね。自己負担金はもちろんないわけでありますけれども、この点で町長にお伺いしますけれども、今回小学校に上がるまでにこういう助成があったんですけれども、第2ラウンド、小学校6年生まで卒業まで拡大するということで合併町村として注目に値するような、そういう助成制度を広げてはどうかというふうに思います。財政的にはかなり厳しいところでありますけれども、生活密着型に徹底するというふうな方向づけが必要だというふうに思いますけれども、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） ただいまの御質問であります、所得制限ということについてはある程度やっぱり必要でないのかなというふうに考えております。なお、今後も検討を要する課題と

思います。また、いわゆる枠をどこまで広げるのかという御質問でございます。お隣の大衡村では、高校卒業までということではびっくりしたわけではありますが、大変人口も少ないということもあったんだろうと思います。入院の件数はそう多くはないのでありますが、やはり最初の就学年齢であります小学校1年生、非常に環境が変わるということもあって、1年生まで枠を広げるということは必要ではないのかということでもあります。それ以降については、むしろその通院の費用ですね、その方が数倍多いわけでもあります。件数も多いわけですから、当分の間は動向を見ながら検討しなければならない課題だと思っておりますので、時間をちょうだいしたいと思います。

○議長（米木正二君） 37番。

○37番（及川六郎君） 町長答弁ですとすることでありますけれども、最近の昨年の4月30日現在の全国の小中高までの医療費を助成対象としている市町村が、小学校で12市町村、それから中学校で8町村ということで、かなり小学校卒業までという、これは鳴子町でも何か実施するというふうに聞いておりますけれども、そういう枠が拡大されてきているということでもあります。私もこれまで医療に携わってまいりましたけれども、やはり子供たちの場合は入院というのは圧倒的に少ないわけですね。むしろ外来にきている子供たちが多いわけなんでありまして、その点からいわゆる子育て支援というふうな対策を立てていく場合に、ここにやはりそういう制度があるんであれば移り住んできたいと、ここに住みたいというふうな方向づけも見えてくるのではないかとというふうに思いますので、その辺について再度町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 全く御意見のとおりであります。今回外来、いわゆる入院以外の年齢について大幅に延ばしたわけですから、まず16年度、医療費の動向がどれくらいか。そして1歳延ばすごとに、平均としてどれくらいかかるものかということを検討しながら、今後の課題として検討してまいりたいと思います。

○議長（米木正二君） そのほか。28番坂本せんさん。

○28番（坂本せん君） 先ほど町長から答弁ありましたけれども、私も大衡の新聞記事を読みまして今質問しようと思っていました。そして、これは国の基準どおりなものか、それより上回っているものか。それから、私も不勉強で申しわけないんですけども、この加美町では1カ月5,000円のお手当ももらってるけれども、岩出山町では1万円もらってるんだという、何歳までかのお手当のことを、みんな会社で一緒になりますとすぐそういうお話が出るそうでご